

令和4年7月28日
子ども・若者部子ども家庭課

高校生等医療費助成制度の実施について

1 主旨

これまで世田谷区は、東京都の所得制限付きの中学3年生までの医療費助成制度に上乗せをして、「所得制限なし・自己負担なし」の完全無償化を実現してきた。高校生相当世代についても、生涯に渡る健康づくりの基礎を培う大切な時期であるため、自身の健康を管理し改善できるような取組みとして、現行の「世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例」を改正し、令和5年度から、無償化の対象者を高校生相当世代まで拡大する。

2 実施に至った経緯

令和4年1月に、東京都から本事業実施についての方針が示され、財源分担について特別区長会において東京都と協議を重ねてきた。令和4年6月16日特別区長会総会における東京都の説明を受け、特別区長会として、以下のとおり方針をまとめた。

- (1) 令和5年度から事業を実施するため、4年目以降の財源等については、東京都との協議を継続するとの東京都からの提案を受け、一旦、事業開始からの3年間は事務費も含め所得制限及び通院における一部負担を設け、その負担割合を東京都が2/2負担するという東京都の提案を了承する。
- (2) 特別区としては、「所得制限なし・自己負担なし」の完全無償化で事業を実施するが、東京都の補助金で賄えない財源については、東京都との4年目以降の財源等の協議が整うまでの間は、特別区が自主財源で負担する。

3 区の実施について

世田谷区としても特別区長会の方針を踏まえ、高校生相当世代に対して、生涯に渡る健康づくりの基礎を培う大切な時期に、医療費助成を行うことが重要であることから、以下のとおり事業を実施する。また、4年目以降の財源等については、これまで実施してきた中学3年生までの医療費助成制度分も含め、引き続き東京都への負担を求め、特別区長会を通じて協議を行う。

- ①対象者：15歳到達後の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日（高校3年生）まで
- ②対象人数：22,000人（令和5年度見込み）
- ③助成内容：入院費、通院費、入院時食事療養費における健康保険等の保険診療分の一部負担金
- ④自己負担、所得制限：なし

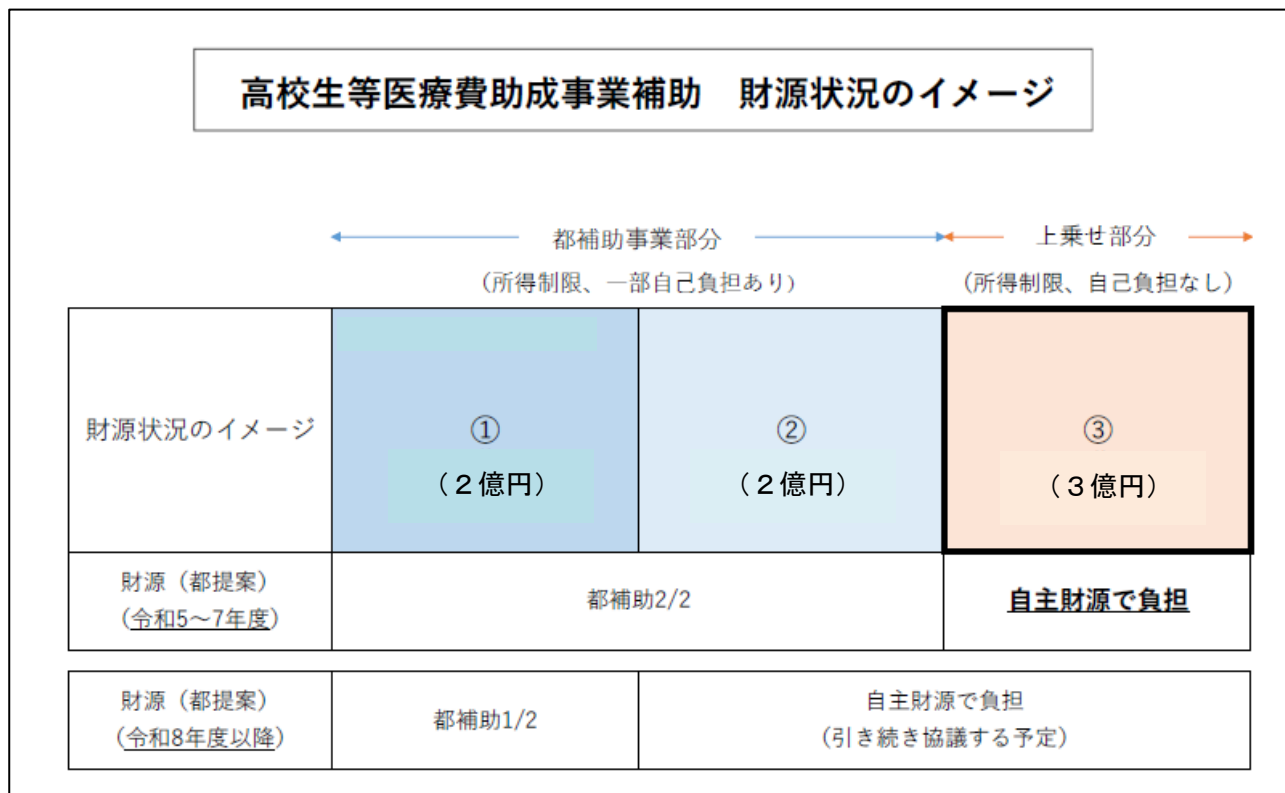
なお、条例改正及びシステム開発料、事業委託料等に係る補正予算案を第3回定例会に提案する予定。

4 医療費における財源について

高校生相当世代分について、令和5年度から当面3年間は、東京都は所得制限及び通

院における一部負担を設けたうえで経費を全額（図①②）負担する。所得制限を超過した分は区の自主財源（図③）で負担する。

また、4年目以降の財源（図②③）等については、引き続き東京都への負担を求め、協議を行う。



5 概算経費

(1) 医療費（扶助費）

対象人数（高校生等） 22,000人（令和5年度見込み）

①事業開始から3年間（令和5年度から令和7年度まで）

推定年間総医療費 約7億円 【都負担分】（図①+②）約4億円
【区負担分】（図③） 約3億円

②4年目（令和8年度）以降（仮に東京都の提案通りだとした場合）

推定年間総医療費 約7億円 【都負担分】（図①） 約2億円
【区負担分】（図②+③） 約5億円

(2) 令和4年度事務経費（システム開発料、事業委託料等）

概算経費 38,499千円（特定財源：38,499千円）

※補正予算案提案に向けて調整中

※東京都の補助あり（財源は都が定める補助基準額の10/10）

①システム改修経費 ②準備事業経費 ③準備事務経費

6 申請について

申請書の提出を受けて助成対象とし、医療証を交付する。なお、申請書の提出が必要なのは中学3年生までの医療費助成制度分も含めて、出生・転入等による初回のみで、その後は自動更新となる。

- ①令和5年4月時点で高校2年生と3年生相当世代は、あらためて申請書を提出する必要があるため、申請書を送付し、申請を受けて助成対象とする。
- ②令和5年4月時点で高校1年生相当世代（現在の中学3年生）は、現在子ども医療費助成制度の受給者であるため、世帯状況の確認と制度周知の書類を送付のうえ、申請不要で助成対象とする。
- ③助成対象者には、令和5年3月中旬以降、マル青（まるあお）医療証を保護者あて郵送にて交付する。

7 周知

令和4年12月対象となる高校生等全員に申請書等を発送し、制度を周知する。また、令和4年11月下旬から区のホームページで周知する予定。

また、関係機関あて順次周知し、円滑な実施に向け協力を求めている。

8 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月	福祉保健常任委員会報告（条例案・補正予算案） 第3回定例会にて条例改正及び補正予算案を提案
9月～11月	システム改修
12月	対象者あて申請書等発送 22,000件（見込み）
令和5年3月	マル青（まるあお）医療証発送
4月	事業開始（4月1日受診分から助成対象）

【参考】現在の子ども医療費助成制度

- ①対象者：0歳から15歳到達後最初の3月31日（中学3年生）まで
- ②対象人数：113,833人（令和4年3月末日）
- ③助成内容：入院費、通院費、入院時食事療養費における健康保険等の保険診療分の一部負担金
- ④自己負担、所得制限：なし
- ⑤決算額（扶助費）：令和3年度 4,125,104千円
令和2年度 3,524,279千円（コロナ禍により通常より減少）
令和元年度 4,249,692千円